

No. 521

建設業

建設産業の今を伝え
未来を考える

しんぶん

9

Sep. 2020



建設産業人材確保

育成推進協議会

地域建設産業 生産性向上・事業継続支援のご案内

～貴社に専門家を派遣し、課題解決に向けてアドバイス～



中小・中堅建設業は今、担い手不足や後継者不足、さらには新型コロナウイルスの影響により企業活動の継続に関わる課題を抱えています。こうした課題を解決するため下記の支援メニューを用意しました。

相談支援 電話1回、訪問1回の支援を行います(1企業あたりお申し込みは1回まで)

貴社の経営上のお困りごと・不安ごとについて、まずご相談ください。

相談内容 次のような相談ごとを含め様々な経営課題について相談を受け付けています。

- 例 ● 事業承継・M&A ● 資金繰り ● 経営方針・戦略 ● 財務分析・改善
● コストダウン ● 雇用対策・人材育成 ● 生産性向上 (ICT活用・多能工推進など)

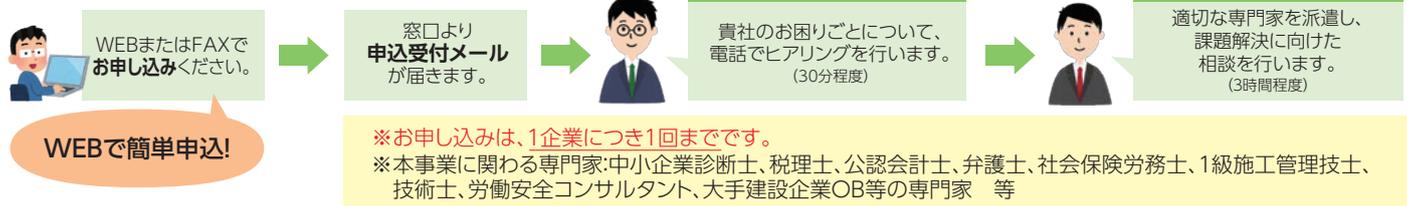
この先が不安…
お金、雇用、とりあえず
相談してみよう…



窓口開設期間 令和3年2月末まで窓口開設予定

※受付上限に達した時点で受付を終了いたしますので、お早めにお申し込みください。

相談支援の流れ



重点アドバイス支援 3テーマ(多能工推進・ICT活用・事業承継)について、継続的に支援します

生産性向上や事業継続に向けて、特に3つのテーマ(多能工の推進、ICTの活用、事業承継・M&A)について専門家が重点的に訪問支援を行います。

支援内容 次のような支援をします。

- 例 ● 元請と下請が連携して多能工化を進める方法は
● ICTの導入計画を立てたい
● M&Aも視野に事業承継に取り組みたい etc

具体的に事業承継に
取り組みたい企業向け

お申込の件数に応じて、案件を選定させていただく場合があります。

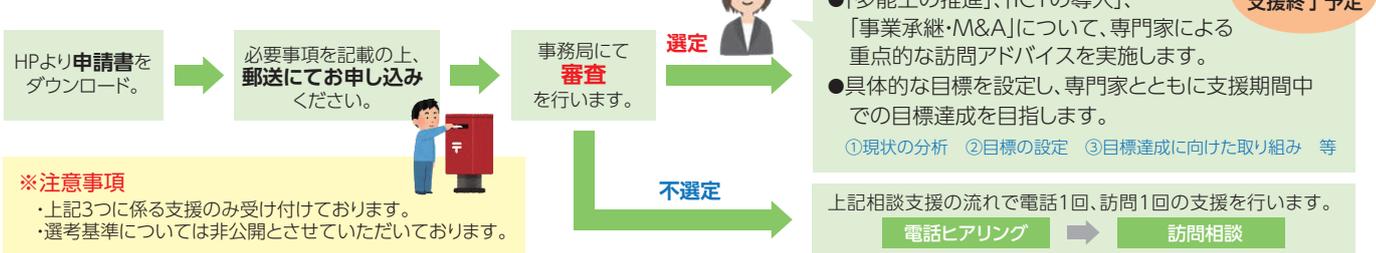
重点アドバイス支援申込期限

郵送にて申込受付を行います。

令和2年9月11日(金) 締切日消印有効

※選考結果は9月下旬ごろにお知らせいたします。
※申請状況によっては、二次募集を行う場合があります。

重点アドバイス支援の流れ



本事業のご利用対象

中小・中堅の建設企業及び建設関連企業

※中小・中堅とは、資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の企業(個人事業主又は法人)をいいます。
※建設関連企業とは、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業を営んでいる企業をいいます。

申込方法

以下専用HPをご覧の上、お申し込みください。
(必要に応じてFAX申込も可。様式はHPよりダウンロードしてください)

こちらからアクセス! ▶



<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/seisansei/>

お問合わせ先

(一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 経営改善支援課 (担当:長谷川、海沼)

TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594

本事業利用についての重要事項説明

本事業を利用するにあたり、以下の事項についてご了承の上お申し込みください。

- 経営相談におけるアドバイスに際しては、相談申込者から必要な個人情報および企業情報等をお聞きします。
- 当申込書のほかアドバイスに必要な個人および企業情報は、本事業の円滑な遂行、改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはありません。
- 本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、(一財)建設業振興基金、相談支援アドバイザー等の本事業関係者はその責任を一切負わないものとします。
- 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者はお申し込みできません。

CONTENTS

特集

建設産業人材確保・育成推進協議会

02

～建設産業の担い手確保・育成に向けた取組のご紹介～

- はじめに
- 1 建設産業人材確保・育成推進協議会の概要
- 2 担い手確保・育成に関する様々な取組み
- 3 戦略的広報活動
- おわりに

FOCUS

工業高校紹介
奈良県立吉野高等学校

08

■ インタビュー：中村 名津子 先生

PRESCRIPTION

日本経済の動向 10

- 新型コロナウイルス感染拡大の物価への影響

建設経済の動向 11

- BIM/CIMの原則化を23年度に2年前倒し

連載 働き方改革関連法案に対応!!
建設業の労務管理 12

- 【第8回】
同一労働同一賃金について

連載 かわいい土木【第32回】 14

- 横浜東水堤灯台、北水堤灯台
／神奈川県横浜市

建設業法及び公共工事の入札及び
契約の適正化の促進に関する
法律の一部を改正する法律等の解説 16

いつでもチェック!!

建設業 しんこう Web
建設産業の今を伝え
未来を考える

「建設業しんこう」は
Webでも
ご覧いただけます。

shinko Web 検索
<https://www.shinko-web.jp/>

メルマガ登録は
コチラから!

建設産業人材確保・育成推進協議会

～建設産業の担い手確保・育成に向けた取組のご紹介～

はじめに

建設産業人材確保・育成推進協議会(以下、「人材協」)は、産学官が共同して建設産業の担い手確保・育成及び定着の推進を目的に活動する唯一無二の組織であり、平成5年8月に設立されて以降、建設産業の最重要課題の一つでもある「担い手確保・育成・定着」に向けて、様々な取り組みを展開しています。

事務局：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課、(一財)建設業振興基金

1

建設産業人材確保・育成推進協議会の概要

人材協は、下表のとおり、多くの建設産業団体が協賛しており、これに国土交通省、厚生労働省、文部科学省、さらには各都道府県の建設業協会等も加わって、100を超える団体から構成されている全国組織です。

組織図

建設産業人材確保・育成推進協議会 運営委員会

各都道府県建設産業人材確保・育成推進協議会等

企画分科会

広報分科会(建設産業戦略的広報推進協議会)

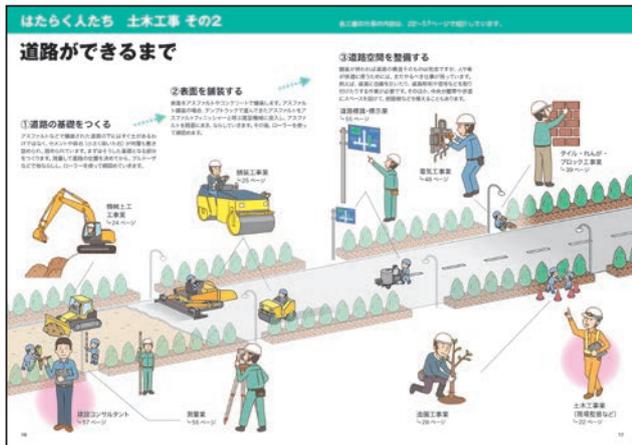
(一社)日本建設業連合会	(一社)建設産業専門団体連合会	日本建設インテリア事業協同組合連合会	(一社)全国地質調査業協会連合会
(一社)全国建設業協会	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	(一社)全国建設室内工事業協会	(一社)建設コンサルタンツ協会
(一社)全国中小建設業協会	(一社)日本造園建設業協会	(一社)全国タイル業協会	(一社)全国測量設計業協会連合会
(一社)日本建設業経営協会	(一社)鉄骨建設業協会	(一社)日本建築板金協会	(一社)日本建設機械レンタル協会
(一社)日本道路建設業協会	(一社)日本篤工業連合会	(一社)日本左官業組合連合会	(一社)日本計装工業会
(一社)日本埋立浚渫協会	公益社団法人全国鉄筋工事業協会	(一社)全国道路標識・標示業協会	(一社)消防施設工事協会
全国建設業協同組合連合会	(一社)日本機械土工協会	(一社)全日本瓦工事業連盟	(一社)日本電設工業協会
(一社)全国建設産業団体連合会	(一社)全国基礎工事業団体連合会	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	(一社)日本空調衛生工事業協会
(一社)日本海上起重技術協会	(一社)日本基礎建設協会	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	全国管工事業協同組合連合会
全国建設業協会	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国ポンプ・圧送船協会	(一社)全国クレーン建設業協会	(一社)日本塗装工業会	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
日本港湾空港建設協会連合会	ダイヤモンド工事業協同組合	全国マステック事業協同組合連合会	(公社)全国解体工事業団体連合会
(一社)日本型枠工事業協会	(一社)日本アンカー協会	日本外壁仕上業協同組合連合会	日本金属工事業協同組合
(一社)日本造園組合連合会	(一社)全国防水工事業協会	(一社)日本ウレタン断熱協会	全国建設弘済協議会
全国圧接業協同組合連合会		日本室内装飾事業協同組合連合会	(職)全国建設産業教育訓練協会 等
		(一社)日本シャッター・ドア協会	

2 担い手確保・育成に関する様々な取組み

1 建設業界ガイドブック

建設業についてわかりやすく解説した冊子で、建設業が果たしている役割、土木工事や建築工事についてイラストで紹介するとともに、38種類の建設産業の様々な仕事を紹介しており、主に工業高校生などの学生や建設企業の新入社員研修などで広く活用されています。

(<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/jinzaikyoguidebook/index.html>)

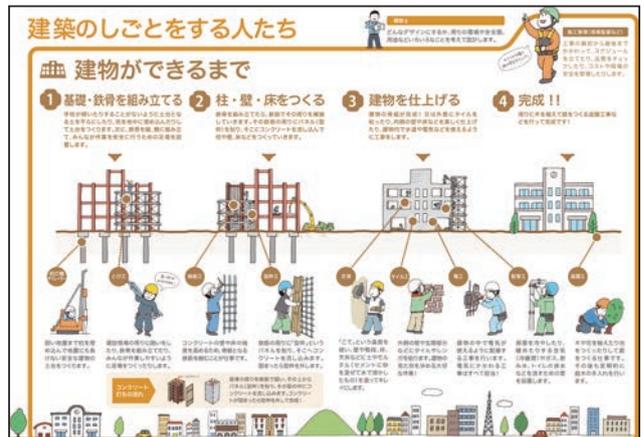
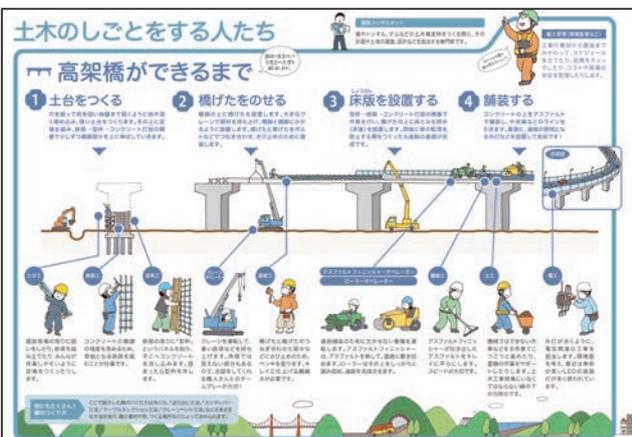


2 ニッポンをつくる人たちまもる人たち

小中学生や小さなお子さんにも建設業について興味を持ってもらうために、イラストを中心に作成したパンフレットです。土木のしごと、建築のしごと、働く人たち、地域を守る建設業の姿などをわかりやすく紹介しています。

主に小中学校向けに開催される出前講座や現場見学会、親子連れが集まる体験イベントなどで活用されています。

(http://genba-go.jp/doc/2017_guidebook_digest.pdf)



3 こども霞が関見学デー

親子のふれあいを深め、子どもたちに夏休みを活用して、広く社会を知る体験活動の機会を提供する取り組みとして、国土交通省を含む各省庁等が連携して毎年夏に実施しているイベント「こども霞が関見学デー」に人材協もブースを出展しています。国土交通省内において「職人さんになってみよう!」と題し、多くの子どもたちにもものづくりの素晴らしさを体験してもらうとともに、建設業の社会的な役割を理解してもらう活動を行っています。

令和元年度の プログラム

- 大胆なのに繊細!?～ショベルカーのデモンストレーション
- お弟子さん大募集!!～大工さん、庭師さん、鉄筋屋さん～
- ぐるぐるまわろう!スタンプラリー(参加者へのグッズ配布)



重機によるショー



鉄筋の結束



石積み・石張り体験



釘打ち体験

4 学校キャラバン

学校キャラバンは2014年(平成26年)からスタートし、これまでの開催回数は25回、参加者数は2,316名になります。若年者の建設業への関心を高めることを目的に、建設業団体・企業、行政機関が一体となって小中学校などに出向き、建設業の役割や魅力等を直接語りかける活動を行っています。

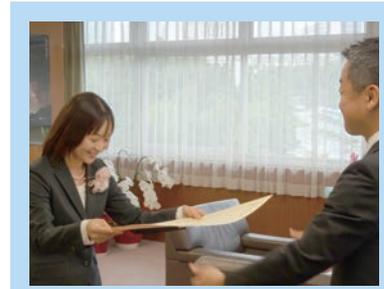
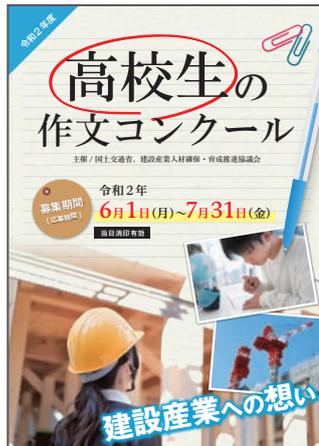
例年、仕事体験として、ドローン飛行見学やVR体験、左官の漆喰塗り、型枠の建込・締付、墨付けなど、最新技術の紹介とともに職人技にも触れてもらっており、建設業に全く関心のなかった児童・生徒、教員からも好評をいただいています。



5 作文コンクール

建設産業に従事している方を対象に、仕事への意識高揚や建設産業のイメージアップを図ることを目的とした社会人の作文コンクール「私たちの主張」、全国の工業高校の建築学科、土木学科等の在校生を対象に、建設業に対する「夢」や「憧れ」等をテーマとした「高校生の作文コンクール」を実施しており、毎年、全国から1,500件ほどの応募をいただいています。

最優秀作品には国土交通大臣賞が授与され、それ以外の入選作品についても国土交通省等から表彰されています。令和元年度は国土交通大臣賞に社会人が2作品、高校生が1作品選ばれ、国土交通省において大臣賞授与式が執り行われるとともに、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）式典において、受賞者による入賞作品の朗読が行われました。



国土交通大臣賞授与式



建設マスター式典での朗読

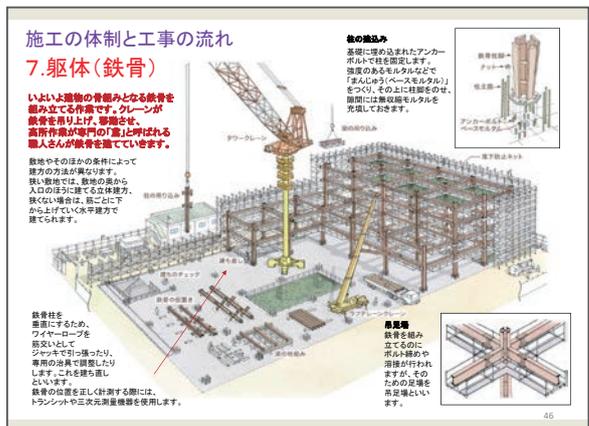
6 教材「建設現場で働くための基礎知識」

建設業の魅力、現場に入る際に必要な基礎知識や基本的な作業内容、安全への取り組み等、建設現場で働く上での基本的な内容が網羅されている教材を整備しています。この教材には資料版と動画版があり、建設企業や団体が行う新入社員研修や、教育機関において活用されています。（資料版はWEB公開、動画版はYouTubeにて配信しています。）

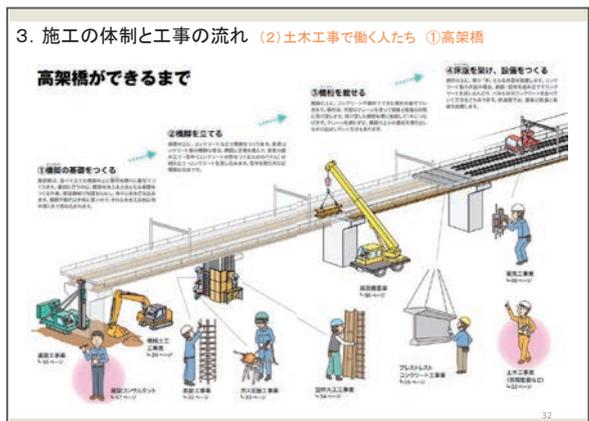
●動画版



●建築工事編



●土木工事編



3 戦略的広報活動

1 建設現場へGO!

「見る」「知る」「働く」をテーマに、建設産業団体等が個々に広報している若年入職促進等に資する様々なコンテンツを集約したJobポータルサイトです。

「建設の仕事ってどんな内容なの?」「建設産業で働くためにはどうしたらいいの?」「建設産業で働く女性ってどんな人?」など、幅広い情報をお届けしています。



2 人材協Twitter

人材協では、人材協の直接のターゲットである、これから社会に出る若い世代に直接情報を発信するツールとして「人材協Twitter」を開設しました。建設業の仕事や魅力などの情報や人材協の活動、協賛団体の取組み等をタイムリー且つきめ細やかに発信し、SNSを活用した広報展開を進めていきます。

固定されたツイート

建設産業人材協 @kikin_jinzaikyo · 6月3日

こんにちは。建設業人材協では以下の最新情報や活動内容をお届けしています!

- #建設現場へGO!
- #作文コンクール
- #実務施工体験研修
- #建設現場で働くための基礎知識
- #こども震が関見学デー
- #建設業界ガイドブック
- #建設産業若者会議

TwitterアカウントID




@kikin_jinzaikyo

↑ フォローはこちらから!

建設産業人材協 @kikin_jinzaikyo · 8月7日

「実務施工体験研修」兵庫会場、いよいよ最終日です!今日は足場組立実習を行っています!協力しながら丁寧に足場を組み上げていきます。

建設産業人材協 @kikin_jinzaikyo · 7月30日

【建設業の仕事紹介】
#電気工事業
電気工事は、電気に関するあらゆる設備を施工する仕事で、現場施工・施工管理・設計・補修という4つの柱があります。信頼性の高い電線、セファリティー、情報通信インフラのシステム構築が重要な仕事の一つです。

建設産業人材協 @kikin_jinzaikyo · 6月29日

【建設業の仕事紹介】
#鉄筋工事業
鉄筋コンクリートの骨組みとなる「かご状の鉄筋」を構造図に従って組み立てていく仕事です。建築物の完成後には、鉄筋を外から見ることができませんが、それだけに確実性が求められます。

3 その他のHP

① 18歳のハローワーク (<http://genba-go.jp/18hellow/>)

建設業を身近に感じてもらうとともに、就職に向けた手がかりとなる情報を発信するなど、様々な職種紹介や技術者・技能者のインタビューを掲載しています。



「建築」の仕事
オフィスビル、商業施設、集合住宅に至るまで、幅広く活躍の場が広がる。

「土木」の仕事
道路、トンネル、河川、橋まで国土の基盤を整備し、生活を支える仕事。

「総合工事業者」と「専門工事業者」の違いがどうなるの？

建設工事は、主に工事全体の施工管理を行う「総合工事業者」と、鉄筋、型枠大工などの船体工事、左官、塗装などの仕上げ工事、空調、給排水などの設備工事などを専門に行う各種「専門工事業者」が、建設するものに応じたチームを組んで、チーム一体となって仕事をしています。

みんなでつくる！建設現場のチームワーク

建設現場では、建物が完成するまで多くの工程があり、現場監督や技師などの指示のもと、さまざまな職種の人々がチームワークによって次の工事工程へ進んでいます。ここでは、建物を造る意味の深さと、それぞれの工程の役割をご紹介します。

現場監督/監理技術者(建築師/建築士/建築士補) 現場監督/監理技術者(建築士/建築士補) 現場監督/監理技術者(建築士/建築士補)

基礎工事(コンクリート/基礎工事) 躯体工事 外装工事 内装工事 設備工事 外構工事

「基礎工事」は、建物の土台を築き、地震に強い構造にするための重要な工程です。基礎工事には、基礎工事(コンクリート/基礎工事)と、基礎工事(コンクリート/基礎工事)があります。

「躯体工事」は、建物の骨組みを築き、外装工事(外装工事)と、内装工事(内装工事)を行います。

「外装工事」は、建物の外観を整え、耐久性を高めるための重要な工程です。

「内装工事」は、建物の内部を整え、快適な空間を創出するための重要な工程です。

「設備工事」は、建物の設備を整え、快適な生活を送るための重要な工程です。

「外構工事」は、建物の外周を整え、景観を高めるための重要な工程です。

② 建設産業担い手確保・育成取り組み事例集

全国に建設産業における担い手確保・育成に向けた体制の整備を推進する目的で、建設産業団体が実施した取組事例を集約し、今後の取り組みの参考となるよう情報共有を図っています。



おわりに

人材協では、これからも建設産業の担い手確保・育成及び定着の推進を図るため、特に若年者・保護者・教員等に建設産業全般の魅力伝えていくことに重点をおいて取り組みを進めてまいります。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、建設産業の魅力直接伝える活動を行うことが困難な状況にはありますが、SNS等を活用した積極的な情報発信や、建設系工業高校などをはじめとする教育機関へのPR活動を行うなど、特に戦略的広報活動の強化に取り組んでまいりますので、是非、様々なツール等をご活用いただきますようお願いいたします。

FOCUS

第64回

将来味わう大きな達成感に向け、 小さな達成感を積み重ね 「喜びの練習」を

古くから桜の名所として名高い吉野山。そのふもとに位置する奈良県立吉野高等学校は、創立118年の歴史を刻む伝統校です。橋梁模型製作コンテストやコンクリートカーナー大会では、入賞常連校であり毎年好成績を取っています。「吉野ブランド」とも称される同校の技術力を支えるものは、一体何なのか。コンテストや大会を通して、土木工学科の中村名津子先生が生徒に伝えたいことについて伺いました。



リモートでお話をお伺いしました！

奈良県立吉野高等学校
土木工学科

中村名津子先生

失敗を乗り越えながら、 喜びの段階を上げてほしい

「吉高に入学したのは兄の影響。兄と同じように、橋梁模型製作コンテストで入賞したかったから!」と語る生徒がいるほど、橋梁模型への取り組みが活発な同校。審査基準である仕上がり之美しさや載荷試験に耐える強度など、時間をかけて丁寧

に追求し、「吉野ブランド」と一目を置かれている。長年、作品づくりを指導されている境山先生のもと、毎年のように上位入賞を果たしているが、もちろん最初から出来栄のいいものができるわけではない。「一旦ボロボロでもいいから、つくってみよう!」からはじめ、壊れてしまったらOBがつくった作品と見比べ、自分たちで改善点を探しながら仕上げていく。「失敗しても、

最終的にいいものができることが大切だと指導しています」という中村先生は、技術的なことはもとより、「できた」という喜びを積み重ねることが、生徒のやる気を育てるためには必要だと考えている。

「長い期間をかけて作品づくりをしますが、数回の区切りを設けるようにしています。まずは、最初の期限を決めて自分たちが思ったとおりにとりあえずつくってみる。でも出来上がりはまだ完成品とはいえない。そこで、次の締め切りまでにはもうちょっと良いものをつくってみようかと促しています。そうすることで、今日はこのくらいの力に耐えられるものができた。次は

もっと耐久性があがった。その次は見た目もきれいになったと、形になる喜びを段階的に感じ、一所懸命に取り組むことが楽しくなるようです」

こうしたものづくりを通し、生徒たちに「喜びの練習」をしてほしいと中村先生は言う。「学生の間は、模型など小さなものをつくり達成感を得ています。これは社会に出て、もっと大きな建造物をつくるときに味わうであろう達成感や喜びの練習みたいなものです。例えば中学校へ土木工学科の案内に行くときに、橋梁模型を見せ

「吉野ブランド」のこだわり

◀ コンテストに向け トライ&チャレンジ



コンテスト本番

強度をキープ!!

自信作 発表!

「橋梁模型製作コンテスト」の2部門で2年連続最優秀賞
「会場製作部門」「学生部門」で最優秀賞を受賞!!



創立117期生として吉高土木を担う皆さん。ものづくりを通して得られる楽しさや達成感を伝えていきたいという中村先生の想いを受けとめながら、確かな“吉高マインド”を日々育んでいく

ながらそういったものづくりの魅力を説明できたなら、『工業高校は小さな達成感から大きな達成感に向かって学ぶ場』ということが想像しやすいのではないかと思います」

自身の経験から生徒に願うのは可愛がられる人材に

教員になる前には、内装業の施工管理として現場に立っていた経験があるという中村先生。現場では自分より経験も知識も豊富な職人たちに支えられ、学校では学べないようなことをたくさん吸収した。周囲の助けを借りながら社会人として成長し、ものづくりの楽しさを深めていった自身の経験から、「生徒たちにも、周りから可愛がられる人材になってほしい」と想いを込め、指導に努めている。「自分が頑張っていたら、周りは応援してくれると思うんですね。現場で先輩たちが、あれこれ教えたくなったり声をかけなくなったり。そう考えると『コイツ頑張ってたんな!』って思って可愛がってもらう機会を増やすには、周囲から自分はどうか見えているのかを意識できることはとても大切だと思います。周りからの見え方を意識するためには、人前に立つことが有効です。そのため、1年生から発表の機会をたくさん設けるようにしています。座学

授業の終わりには一人ひとりに意見を聞くようにしていたり、3年生になると課題研究の発表の場が何度かあったり。最初は人前で話すことが苦手だった生徒も、発表の場をたくさん経験することで『最初に礼をすると印象いいんだな』などと感じ、どう見られているのかの意識が少しずつ持てるようになってきているようです」

コロナ禍中の在宅教育浮き彫りになった課題

今年はコロナ禍の影響で学びの形が大きく変わり、同校でも教育委員会が作成したマニュアルのもと、授業はYouTubeで配信。並行して宿題などの課題を課し、在宅教育を行った。在宅教育期間中は連絡の滞りを防ぐため、学校ホームページに加えて奈良県が配信する「安心・安全メール」を活用し、情報を発信。「安心・安全メールの中でも、『今日、YouTubeで授業を配信します』など発信したことで、抜け漏れなく連絡が一斉にできたのは良かったと思います。しかし、工業教育の主軸は機材に触れて作業を学ぶ実習にあります。通常だったら座学で学び興味を持ったことがすぐに実習で体験できますが、動画配信でそれをいかに担保していくのかということは、ひとつ課題として感じました」

ココ推し! 地元の名所



中村先生が担当する、学校設定教科『奈良TIME』という授業の題材。伊勢湾台風の時に、学校そばにある吉野川(紀の川)が氾濫。それを機につくられた、治水と奈良市・和歌山市などへの利水等、多目的に使われるダムである。

伝統校の歴史に幕 今の吉高生にける想い

創立118年を迎える同校だが、少子化の影響を受けて令和3年度の募集は中止。大淀高等学校と統合され、「奈良南高等学校」として再編されることが決定した。現在の在校生をもって、「吉野高等学校」の歴史は一旦幕を閉じることとなる。「生徒たちには、胸を張ってしっかりと吉高を背負ってほしいですね。吉高生として頑張っていることが、歴代OBの方々の耳に届くように!と話しています」
今後校名は変われども、「吉高マインド」は脈々と受け継がれていくことだろう。

先生から
みんなへ
メッセージ



奈良県立吉野高等学校

〒639-3113 奈良県吉野郡吉野町飯貝680

WEB <http://www.e-net.nara.jp/hs/yoshino/index.cfm/1.html>

時間軸で異なる波及効果

新型コロナウイルス感染拡大の物価への影響

みずほ総合研究所 チーフエコノミスト 長谷川 克之

新型コロナウイルス感染拡大は、物価を下げるのか、上げるのか。緊急事態宣言下では、保存用食品や衛生用品などが品薄となり、価格に上昇圧力が加わったことは記憶に新しい。一方で、景気悪化に伴い需要は減退し、失業率は上昇、人手不足感は総じて緩和し、賃金、サービス価格は上昇しづらくなっている。今回は、コロナ禍の物価への影響を考察する。

当面はデフレ圧力が大きい

コロナ禍により、世界経済、日本経済は記録的な景気後退を経験した。一部で供給面の制約が生じたことは事実だが、国内外の需要は2008年の世界金融危機を超える戦後最大の落ち込みとなり、日本経済全体として大幅な需要不足に陥っている。需要と供給の過不足を示す需給ギャップは、当社試算によれば世界金融危機後の水準を上回っている(図表)。物価の基調は、おおむねこの需給ギャップに連動する。需要が供給を上回れば物価には上昇圧力が、下回れば下落圧力が働く。実際、変動の大きい生鮮食品とエネルギーを除いた消費者物価指数(日銀版コアCPI)の上昇率は、需給ギャップに3~4半期遅行する傾向がある(図表)。日銀版コアCPIの上昇率は今年度、来年度はゼロ近傍ないしマイナス圏で推移する可能性が高い。当面はデフレ圧力の増大に注意する必要がある。

景気が回復に向かう過程では需要不足は徐々に縮小、デフレ圧力は後退するだろう。かと言ってすぐにインフレになる訳ではない。そもそもコロナ禍後の経済正常化には相当程度の時間を要すると見るべきだ。また経済が正常化すれば、財政を健全化していく必要が生じてくる。財政再建のためには、国民がいずれ増税によってコストを負担することは避けられないはずで、財政再建の動き自体が景気、そして物価上昇の抑制要因となってくる。従って、インフレには容易にはならないと考えるのが自然である。

長期的にはインフレリスクに注意

一方で、中長期的に考えれば、インフレリスクがない訳ではなく、以下のような場合、インフレになり得る。

第一は、供給制約の拡大によるコスト上昇が広がるシナリオである。米中摩擦の激化や、今般のコロナ禍によって、企業は世界的にサプライチェーンの見直しを迫られている。従来のコストを最優先したJust in timeではなく、ゆとりをもったJust in caseの方向にサプライチェーンの強靱化、多元化を図っていく必要がある。その際には多少のコストアップは許容される公算が大きい。また、戦略物資や緊急物資の国内回帰を促していく動きもある。サプライ

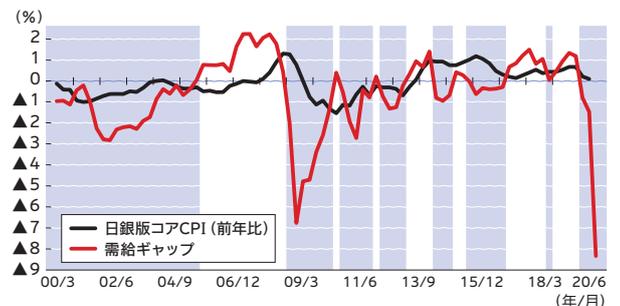
チェーンの経済性よりも安定性が重要視されていくだろう。

第二は、拡張的な財政・金融政策の長期化により、結果として景気が過熱するシナリオである。経済が一定程度正常化しても、緊縮財政に転じることは政治的には容易ではなく、財政支出の拡大が継続するリスクもある。超緩和的な金融政策が長期化し、過剰な流動性がインフレ期待を惹起することもあり得る。

第三は、日本からの資本逃避が加速し、大幅な円安が生じるシナリオである。既に日本の財政は先進国では最悪の状況にあるが、今般のコロナ禍によって更に悪化することは避けられない。日本の財政赤字は国内での潤沢な民間貯蓄によってファイナンスされているが、長期的には増大する政府債務を国内貯蓄では賄うことができず、海外からの資本流入に依存せざるを得なくなる可能性も出てくる。そうした財政悪化とその対策としての増税・増税強化を忌避するために、資本逃避が発生する事態もあるかもしれない。日本人の資産選好におけるホームカントリーバイアス(国内資産の優先傾向)が変調を来し、資本の国外逃避が加速すれば、大幅な円安となり、インフレ圧力となる可能性がある。

こうした中長期的なインフレリスクは現時点では高いものではないが、その影響の大きさに鑑みれば決して無視できるものではない。

図表 日本の需給ギャップと物価の推移



(注) 1. 日銀版コアCPI(前年比)は生鮮食品とエネルギーを除く消費者物価の上昇率。消費増税・教育無償化の影響を除く

2. 網掛けは需給ギャップがマイナスの期間

(資料) 日本銀行、内閣府資料から、みずほ総合研究所作成

BIM/CIMの原則化を23年度に2年前倒し

日経コンストラクション編集長 浅野 祐一

新型コロナウイルスの感染拡大によって建設業でも働き方改革が求められ始めている。その強力な武器がBIM/CIMだ。国土交通省は直轄事業でのBIM/CIM利用の原則化を2023年度に前倒した。建設業のデジタル化は、もはや大手建設会社だけの問題ではなくなりつつある。

新型コロナウイルスの感染者数がじわじわと増加してきた時点でこの原稿を執筆している。東京では感染者数200人前後の日が続いている状況だ。コロナ騒ぎでテレワークをはじめとした働き方の改革が強く求められるようになり、建設分野でも3密に注意した取り組みが求められるようになっていく。

そもそも、建設産業では近年、IT(情報技術)を活用して工事や維持管理などの生産性を高めようという動きが強まっている。深刻な人手不足が予想されているからだ。コロナウイルスの騒動は、この動きを加速する方向に作用しつつある。

建設業界のDX(デジタルトランスフォーメーション)の大きな原動力の1つは、BIM/CIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング/コンストラクション・インフォメーション・モデリング)だ。BIM/CIMは、単に3次元で設計モデルを構築する道具ではない。モデル内に材料や点検結果といった属性情報を加えることによって、建設生産・維持管理のプロセスを効率的なものに改善する力を秘めている。

国土交通省は2019年、このBIM/CIMを25年度までに原則として全直轄事業で適用する方針を打ち出した。そして20年には、新型コロナウイルスの問題も踏まえてこの前倒しを決断。原則化の時期を23年度に改めた。小規模な工事を除いて、BIM/CIMを23年度までに導入するという目標だ。

裾野の広い建設産業において、たった5年ほどでBIM/CIMを浸透させていくという当初の計画でも相当、挑戦的

なスケジュールだ。それをさらに2年も前倒しするのだから、そのインパクトは計り知れない。

BIM/CIMの普及に向け、国土交通省は着々と環境整備を進めている。20年3月には、BIM/CIM活用工事における監督・検査マニュアルを作成した。3次元モデルに現場の映像を重ねて表示するAR(拡張現実)技術を使い、遠隔で検査する手法などを示している。さらに同月には、発注者におけるBIM/CIM実施要領を取りまとめた。

20年度はBIM/CIMを扱える発注者の養成を図る。地方整備局ごとに教育体制を構築し、検査や維持管理などの業務プロセスに応じた利用方法を周知していく。

地方でもBIM/CIMの普及に向けた取り組みは進みつつある。茨城県では発注方式を工夫して、地元の建設コンサルタント会社が3次元モデルの作成に取り組めるような環境を構築している。「チャレンジいばらき I 型/II 型」と呼ぶ発注方式だ。

例えば、1万㎡以上の土工事などに適用する「チャレンジいばらき I 型」では、工事とは別に建設コンサルタント会社に3次元モデルの作成を依頼する。施工者との協議も求め、施工手順などを加味した設計ができるようにした。出来形や工程の管理に、そのモデルを活用する意図も込めた。

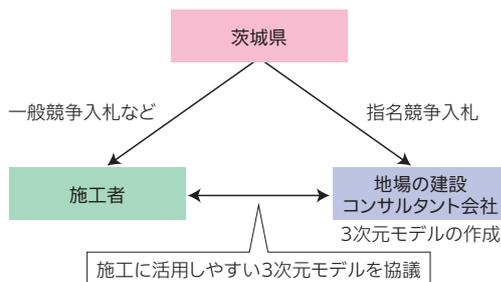
もはやデジタル改革は大手建設会社だけの話ではなくなってきた。地域の建設会社などでも導入に向けた準備が必要になってきている。

図1 発注者に向けて要領を整備



「発注者におけるBIM/CIM実施要領(案)」(資料:国土交通省)

図2 チャレンジいばらきI型の仕組み



このほか、小規模な工事を対象とした「チャレンジいばらきII型」もある。こちらは、3次元データの作成を施工者で内製化しようとする。ICT建機の使用は義務付けない。茨城県の資料を基に日経コンストラクションが作成

働き方改革 関連法案に対応!! 建設業の 労務管理

第8回



アスミル社会保険
労務士事務所代表
特定社会保険労務士

櫻井 好美

民間企業に7年勤務後、
2002年櫻井社会保険労務士事務所(現・アスミル社会保険労務士事務所)を設立。

【主なコンサルティング・セミナー内容】

就業規則・労働環境整備、人事評価制度コンサルティング、賃金制度コンサルティング、退職金コンサルティング、働き方改革セミナー、管理職向け労務管理セミナー、建設業向け社会保険セミナー、介護セミナー、WLBセミナー、女性の働き方セミナー、学生むけ働く前に知っておいてほしいこと 等

SUBJECT ▶ 同一労働同一賃金について

いつからスタート?

大企業は2020年4月1日より、中小企業は2021年4月より同一労働同一賃金が適用されることになりました。

(下図:「中小事業主の範囲」参照)

同一労働同一賃金とは?

同一企業内の正社員と非正規社員(パートタイム労働者、契約社員等)との間で、給与、賞与、各種手当といった賃金に関すること、また福利厚生や教育訓練等のあらゆる待遇について「不合理」な待遇差が禁止されることになりました。

原則的な考え方

(右頁下図:「原則的な考え方」参照)

不利益変更とは?

非正規労働者の待遇改善をしていく上で、場合によっては正規労働者の条件を変更せざるを得ない場合もあるかもしれません。その解消に取り組む際は、労使での十分な話し合いが必要です。労使での合意がなく、正規労働者の待遇を引き下げたことを「不利益変更」といい、留意事項が法律で決められています。

(右頁上図:「労働条件の「不利益変更」

を行う場合の留意事項」参照)

定年後の再雇用は?

日本の雇用では、60歳定年、その後労働条件を引き下げて65歳まで再雇用というケースをよくみます。今までは日本の雇用制度の慣行として問題とはされてきませんでした。ただ、同一労働同一賃金が施行されれば、再雇用後の有期契約労働者は、同一労働同一賃金の対象となります。待遇差が不合理かどうかは総合的に考慮されますが、従来のように、単に継続雇用で条件を下げるということは「不合理」と判断される可能性があります。今後は、再雇用についての労働条件も検討していく必要があります。

これからの取り組み

今までは正社員、アルバイト、パートタイマー等雇用形態を分けていれば、その雇用形態ごとに制度を決めていれば問題ありませんでした。正社員だから賞与と退職金がある、正社員だから家族手当がつくといったことが成り立っていました。しかしながら、同一労働同一賃金では、同じ仕事をしているのであれば雇用の形態で区別することはできず、同じ待遇にしなければならないということになりました。ただし、能力に応じた賃金差ということは問題ありません。今までは日本は終身雇用で、年功的な賃金、正社員であれば定年退職金をだし、正社員雇用を守るために、パートタイム労働者や派遣をつかってきましたが、これから

中小事業主の範囲

資本金の額または 出資の総額が		または	常時使用する 労働者数が	
小売業	5,000万円以下		小売業	50人以下
サービス業	5,000万円以下	サービス業	100人以下	
卸売業	1億円以下	卸売業	100人以下	
上記以外	3億円以下	上記以外	300人以下	

はこのスタイルが変わっていきます。私達も今までのような、この人だからいくらにしようといった給与の決め方（職能給）ではなく、この仕事だからいくらといった給与の決め方（職務給）へ変更をしていくときなのかもしれません。ただし、給与や会社の仕組みを変えていくのは、簡単なことではありませんので、1日も早く取り組み、計画的に実施していくことが必要です。まずは、自分達のまわりに不合理な待遇差がないか点検をすることから始めてみましょう。

労働条件の「不利益変更」を行う場合の留意事項

労働契約法 第9条	原則として、労働者の合意が必要
労働契約法 第10条	<p>就業規則の変更により労働条件を変更する場合は、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、以下の事項に照らして、合理的なものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の受ける不利益の程度 ・労働条件の変更の必要性 ・変更後の就業規則の相当性 ・労働組合等との交渉の状況 ・その他の就業規則の変更にかかる事情

原則的な考え方

正規労働者と非正規労働者（パートタイム労働者、契約社員等）との間で

1 均等待遇規定(差別的取り扱いの禁止)

- ①職務内容(業務の内容、責任の度合い)
- ②職務内容・配置の変更の範囲(人事異動・配置転換、転勤の有無及びその範囲)



これらが同じ場合は、同じ取扱いをしなくてはなりません。

2 均衡待遇規定(「不合理」な待遇差の禁止)

- ①職務内容(業務の内容、責任の度合い)
- ②職務内容・配置の変更の範囲(人事異動・配置転換、転勤の有無及びその範囲)
- ③その他の事情(成果・能力・経験など)



これらを考慮して、均衡のとれた待遇にしなくてはなりません。

▶ 正規労働者と非正規社員（パートタイム労働者、契約社員等）との間で、基本給、賞与、各種手当（役職手当、食事手当、家族手当等）、福利厚生施設の利用、教育訓練等の待遇に違いがある場合は、それぞれの待遇の目的や性質に照らして「不合理」かどうか判断をします。

▼ 具体例でみていきましょう

基本給	正社員とパートで、単に責任の範囲が違うから給与が違うだけでは不十分です。労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うもの等、その趣旨・性格が様々である現実を認めた上で、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給が必要
通勤手当	同一条件での支給
役職手当	正規労働者と同一の役割であれば支給 役職内容に違いがあるのであれば、その違いに応じて支給
精皆勤手当	同一の業務内容であれば支給
危険手当	同一の業務内容であれば支給
賞与	「会社の業績により支給」であれば支給 ただし、貢献度合いにより支給する場合、貢献に一定の違いがあれば、違いに応じた支払いが必要

※詳細は「同一労働同一賃金ガイドライン」(厚生労働省告示第430号)に記載
▶ <https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>



第32回

横浜東水堤灯台、
北水堤灯台
神奈川県横浜市

ハマを見守る 紅白の灯台兄弟

横浜港のシンボル「赤灯台」は、日本初の防波堤堤防だ。じつは、この灯台はかつて、相似形の「白灯台」と対を成していた。設計は、横浜に日本初の近代水道を敷設したことで知られるお雇い外国人パーマー。横浜港が国際貿易港としての一步を踏み出すための築港計画を紹介する。

Photo・Text：フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」（日経BP社）や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報アワード審査員。著書『土木の広報～『対話』でよみがえる誇りとやりがい～』（日経BP社刊、共著）



「あ、赤灯台だ!」。心の中でそう叫び、急いでカメラのシャッターを切った。それが、右ページの写真。今から4年前、国土交通省の舟運社会実験の取材で、横浜から都内へ向かう船に試乗させてもらったときのことだ。

横浜港に、明治時代につくられた「赤灯台」が現存することは、ずっと前から知っていた。すっかり忘れていたものの、写真も見たことがあったのだろう。ふいに眼前に現れたドボかわいい六角錐の灯台が、ひと目でそれだと気づいた。

だが、「横浜港のシンボル」と呼ばれるこの赤灯台が、かつては双子の兄弟のような「白灯台」と一対で港の安全を守っていたことは、まったく知らなかった。そう、この灯台兄弟の数奇な運命も、それが置かれた防波堤が港ヨコハマの基礎をつくった

遺産であることも――。

赤灯台と対だった “幻の白灯台”

現在、赤灯台の周囲を見渡しても、本来そこにあるべき白灯台の姿はない。じつは、山下公園の横の氷川丸が係留されている栈橋の先端に、ひっそりと保存されているのだ。

赤灯台、白灯台の正式な名称はそれぞれ横浜北水堤灯台、横浜東水堤灯台という。水堤とは防波堤のこと。遠くから航海の目印となる沿岸灯台とは役割が異なり、港口を示すための「防波堤灯台」だ。

防波堤灯台の外壁の色や灯火の色は、国際ルールで決まっている。沖合から港に

向かって「右側が塗色赤・灯色赤」「左側が塗色白・灯色緑」だ。横浜港は東京湾の西南に位置することから、北水堤に赤灯台が、東水堤に白灯台が設置された。

2基の灯台兄弟が完成したのは1896年（明治29年）。防波堤灯台としては日本初だった。赤灯台が125年後の今も現役に稼働している一方で、白灯台は早々に引退し、氷川丸の横に移設された。

その理由は、昭和の半ばに行われた横浜港の拡張工事の一環として、東水堤の大部分を取り込むように山下ふ頭が建設されたからだ。それ以降、白灯台のあった位置には、代役として緑の光を放つ灯浮標（ブイ）が浮かべられている。

オランダ対イギリス お雇い外国人の熱い戦い

灯台兄弟が向かい合って立っていた北と東の水堤は、日本の近代港湾のさきがけ、「横浜築港計画」によって建設されたものだ。

幕末の日米修好通商条約によって開港して以来、横浜の発展はめざましく、国際貿易港にふさわしい施設が求められていた。明治初期にはまだ大型船の停泊できる栈橋もなく、沖合に停泊した船から「はしけ」で荷役していたからだ。

ここで活躍するのが、近代的なインフラを整備するために招かれた「お雇い外国



▲日本郵船氷川丸の係留されている栈橋に移設保存されている白灯台。



▲ 125年にわたり横浜港の入口を示し続ける赤灯台。高さ15m。防波堤はコンクリートブロックを製造して積んだ。

人技師」たち。砂防堰堤などで知られるオランダ人技師デ・レーケと、日本初の上水道を横浜につくったイギリス人技師パーマーが、計画案を競い合った。

山県有朋や大隈重信ら新政府の立役者たちが大揉めし、最終的にパーマー案を採用することに決定。その内容は、大防波堤を築造し、内側を浚渫するとともに大棧橋を建設し、大型船から直接、乗り降りできるようにするものだった。

こうして1896年(明治29年)に、全長1829mの北水堤と全長1640mの東水堤、赤白2基の鉄製灯台、鉄製の大棧橋が完成。このとき新設された大棧橋は、現在の横浜港大さん橋国際客船ターミナルの前身である。工事を監督したパーマーは病気のため途中で亡くなり、内務省技師の石黒五十二が後を引き継いだ。

この工事を皮切りに、「新港埠頭」をはじめ本格的な埠頭を続々と建設するなど、横浜港は近代港湾としての歩みを着実に進めていった。

被災しても折られても 兄弟へ健気にエール

1世紀以上にわたり、横浜港の変遷を見守り続けてきた灯台兄弟。だが、その年月は、決して順風満帆ではなかった。



▲ 明治期にパーマーが描いた横浜築港計画。円弧状の防波堤を築き、大棧橋を建設した。



▲ 野毛山公園にあるヘンリー・スペンサー・パーマーの胸像。

明治30年代に台風で、また1923年(大正12年)には関東大震災で被災。特に震災では、両水堤の灯台の立つ開口部付近、あわせて1300mが水没した。その後、鉄造だった灯台の基礎部分が鉄筋コンクリート造に改築された。

さらに、白灯台は復旧から35年後の1958年(昭和33年)4月、またしても受難に見舞われる。横浜港を出航したイギリスの客船カロニア号が、米軍艦との接触を避

けようと急旋回して東水堤に激突、白灯台をなぎ倒したのだ。事故直後の写真には、ボッキリ折れて頭部を海中に突っ込んでいる白灯台が写っており、とても痛々しい。

今では化粧直しを施されて往時の雄姿を取り戻し、安全な場所で余生を送る白灯台。そこからは、港口の水面に立つ赤灯台がよく見える。その姿は、共に苦難に耐え、今なお現役でふんばる兄弟へエールを送っているかのようだった。

アクセス

access

白灯台の保存されている棧橋へは、横浜高速鉄道みなとみらい線元町・中華街駅から徒歩4分。近くの山下公園や象の鼻から出航する港内クルーズ船が赤灯台の近くを通る。赤灯台のある北水堤に上陸するには釣船を利用。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律等の解説

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

将来の建設業の担い手を確保するため、働き方改革の促進、生産性の向上及び持続可能な事業環境の確保を図る施策を盛り込んだ「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の概要等について、昨年9月の記事にて解説させていただいた。本年10月1日に本改正法の大部分の施行を控え、関係政省令についても公布されたところであり、本稿では、改正法の内容のうち、政省令の規定が関連する部分を中心に解説する。

2. 改正法的主要内容

■ 2-1 建設業の働き方改革の促進

(1) 著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5及び第19条の6関係)

長時間労働の是正のためには、技能労働者に長時間労働を強いることを前提とするような工期設定でなく、雨天日など様々な事項を考慮した上で適正に建設工事の工期を設定することが重要である。このため、以下の事項を規定した。

- ①建設工事の注文者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととした。
- ②実効性の確保の観点から、国土交通大臣等は、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結禁止に違反した建設工事の発注者に対し、必要な勧告をすることができることとし、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとした。なお、その勧告・公表を行うため、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができることとした。

さらに、著しく短い工期による請負契約を締結した場合に勧告の対象となる建設工事の請負代金の額の下限について、建設業法第19条の6第2項の政令で定める金額は500万円とした。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、1,500万円とした。

(2) 工期に関する基準の作成及び実施の勧告(建設業法第34条関係)

受発注者双方による適正な工期設定の取組を促進するためには、まず、受発注者に対して中立な立場から工期についての考え方を明確にすることが重要であるため、中央建設業審議会が、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告できることとし、7月31日に勧告を行った。

■ 2-2 建設現場の生産性の向上

(1) 監理技術者の専任義務の緩和(建設業法第26条関係)

情報通信技術の発展や建設生産現場での活用の状況などを踏まえ、工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととした。

なお、監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する1級技士補等とした。また、監理技術者の職務を補佐する者を置いた場合に監理技術者が兼任できる工事現場の数は2とした。

(2) 技術検定制度の見直し(建設業法第27条関係)

将来的な技術者不足が懸念される中、若手技術者の育成を図るとともに、監理技術者等となる一步手前にいる技術者の活用を図ることが必要である。そのため、技術検定を第一次検定及び第二次検定に再編した上で、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができることとした。なお、政令で定める称号については、第一次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士補、第二次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士とした。

■ 2-3 持続可能な事業環境の確保

(1) 建設業の許可の基準の見直し(建設業法第7条関係)

建設業の許可の基準のうち許可を受けようとする建設業に関し5年の経營業務の管理責任者としての経験を有する者等を役員等として配置することとしている要件について、事業の継続性の観点から見直しを行った。これまでは、個人の経験により担保していた経営の適正性を、建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることと改めた。

なお、国土交通省令で定める基準として、現行の基準を満たしている場合に加え、建設業の役員のみならず相応の管理職の経験等を有する者であることや、建設業者として加入すべき社会保険に加入していることを規定した。

(2) 承継規定の整備(建設業法第17条の2・第17条の3関係)

これまで建設業の譲渡や建設業者の合併・分割があった場合には、事業を承継した者が新たに建設業の許可を受ける必要があった。今回、事業承継の円滑化を進める観点から、建設業の全部を譲渡、合併、分割する場合において、事前に国土交通大臣等の認可を受けることで、事業の承継の日にこの法律の規定による建設業者としての地位を承継することとした。また、建設業者が死亡した場合においても、死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで、相続人は被相続人の建設業者としての地位を承継することとした。

また、認可の申請については、法律で定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとし、その場合、国土交通大臣は当該都道府県知事に対して、当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

(3) 標識の掲示義務の緩和(建設業法第40条関係)

これまで下請業者も含め工事現場で施工する全ての建設業者に許可証の掲示が義務づけられていたところ、負担軽減の観点から、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとした。なお、引き続き適切な情報提供を行うため、施工体系図の記載事項等について、監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格を記載することとするほか、当該建設工事の従事者に関する事項(氏名、生年月日及び年齢、職種、社会保険への加入状況等)を追加することとした。

3. 終わりに

今後、建設業をより魅力ある産業とし、将来の担い手を確保するためには長時間労働の是正などの建設業の働き方改革を強力に推進していくことが不可欠である。まずは、本改正の円滑な施行を図りつつ、建設業の働き方改革の実現に向けたさらなる改善に取り組んでいく。



PROFESSIONAL

安全は技術「あんぜんはわざ」——
若い世代と共につくり、つないでいく。

全長4.8kmに及ぶトンネルの貫通に向けて、工事を進める職人たち。現場を指揮するのは、地元・熊本から全国各地、さらにはトルコ・イスタンブールまで、あらゆる地域でトンネル工事に携わってきた野口壮さんだ。

入社して初めての現場は、九州新幹線のトンネル工事だった。「トンネルのような大型の構造物でも、ミリ単位で施工管理をしているんだ」と、その精密な工程に驚くとともに、ベテランたちが活躍する中で経験不足な自分自身に歯がゆい思いを抱くことも多かったという。「専門知識はもちろん、経験値も必要とされるのが土木という分野。様々な現場経験を積み重ねることの大切さを感じました」と語る。登録トンネル基幹技能者の資格は、そうした経験を積み重ねてきた証でもある。

事業の施工計画から現場の管理調整ま

で、作業所運営すべてに関わる野口さん。常に意識しているのは、見せる現場づくりをしていくこと。「家族や地域住民、建設業従事者など、どんな方々に見ていただいても恥ずかしくない現場をつくるのが、確かな仕事や安全につながります」と話し、日々現場内を巡視してきれいな現場づくりを徹底。仲間にもこまめに声をかけ、わずかな不具合や体調の変化などを見落とさないようにしている。

また様々な世代の職人が集う現場では「工事に携わる全ての人間が、共通の理解と意識をもって仕事できることが大切」と考え、図や写真、動画などを使って視覚的に説明することに努めている。ベテランにも若手にもわかりやすく情報を共有していくことは「関わる人々が一体となって施工しないとトンネルは完成しない」と知る野口さんだから

登録トンネル基幹技能者

成豊建設株式会社

のぐち たけし
野口 壮さん

1979年1月生まれ 熊本県出身

こそ特に力を入れている部分だ。

経験豊富なベテランは多い一方、若い世代がまだまだ少ない建設業界の中で、次世代の育成にも余念がない。現場ではベテラン職人の成功事例や失敗事例などの体験を若い世代に伝え、経験をつないでいくことを大切にしている。さらに若い世代の声に積極的に耳を傾け、新しい意見やシステムを柔軟に取り入れていくことも、自分たち中堅世代の役割と語る。「しっかりと我々がバックアップしながら、若い働き手に責任ある仕事を託していくこと。様々な事業に携わり、環境に馴染みながら経験を積んでもらうことが大切」と野口さん。「トンネル貫通の瞬間に立ち会うたび、大きなやりがいと喜びを感じます。もっと多くの人々に、この感動を味わってほしいですね」

登録基幹技能者

熟達した作業能力と豊富な知識と経験を有し効率的に作業を進めるマネジメント能力を備えた技能者です。現場では上級職長などとして活躍しています。